

岩手県告示第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年4月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 気仙郡住田町世田米字川向8番2、8番4、8番5、8番6、8番7、8番8、8番9、8番10、9番5、9番6、9番7、9番8、9番9、9番10、9番11、9番14の一部、9番15、9番16、9番17、11番1の一部、11番3、11番5、11番21、11番24の一部、11番29、11番30、11番36の一部、243番の一部、244番の一部、245番の一部、246番の一部、247番、248番、249番及び250番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 気仙郡住田町世田米字赤畑69番地2 社会福祉法人鳴瀬会